

# いじめ防止のための基本方針

新潟市立小須戸小学校

【いじめ防止対策推進法 2013. 6. 28 より】

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 1 いじめの定義（文部科学省）

「当該・児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」

なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

※たとえ行為が悪ふざけのつもりでやっていたことでも、その行為を受けた人が「精神的にショックを受けた」と言えば、それは立派にいじめということになる。  
(殴る、蹴るなどの暴力を伴う行為については、場合によっては犯罪と見なす)

## 2 いじめの種類

(1) 身体的ないじめ (2) 無視 (3) 性的ないじめ (4) 嫌なことを強要する (5) 陰口をたたく (6) 物質的ないじめ (7) ネットいじめ (8) 噂をながす (9) 笑いものにす (10) 暴言 (11) 勉強などを妨害する (12) わざと間違った情報を流す

## 3 いじめを出さないために ★キーワード 学力・規律・自己有用感

(1) 学力の向上＝授業改善

・「分かる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業」づくり

(2) 学習規律の確立

・時間を守る、学習用具の準備、正しい姿勢、返事、話し方、聞き方等

(3) 親和的な学級・学年集団の形成

・自己有用感の醸成（様々な場面を通して、人の役に立つ経験を積ませる）

・協力することの体験（係活動、学級・学年行事など）

(4) 親和的・支持的な全校集団の形成

・児童集会（それぞれの学級の良さや成長を伝え合う）

・自己有用感の醸成（様々な場面を通して、人の役に立つ経験を積ませる）

・協力することの体験（縦割り班活動、運動会、児童会祭り、全校合唱など）

(5) 教師の毅然とした態度

・いじめは絶対に許さないという基本姿勢

・チクチク言葉への指導、フワフワ言葉の奨励

(6) いじめの兆候を見過ごさない（いじめの積極的認知）

※全ての教職員は、いじめを探知するための「アンテナ」と「ソナー」を持つ。

・子どもたちから特定の子どもの名前が挙がる回数が増えた

・特定の子どもが発言すると、教室内に意味ありげな笑いが起こる

・クラスの中で、特定の子どもを避けるような動きが見られる

・休み時間になると、子どもたちが特定の子を囲むように集まる

・遊び時間に、特定の子どもだけがオニの役をやらされている

・遊び時間に、特定の子どもだけが格闘遊びの相手をさせられている

- ・ 特定の子どもに対して、侮辱的な言葉が集中して向けられる
- ・ 特定の子どもが、休み時間になると保健室や教務室にやってくる
- ・ 特定の子どもが、休み時間になると一人でポツンとしている
- ・ 特定の子どもの表情が、おどおどしていたり、うつむいていることが多い
- ・ 特定の子どもにの顔に、泣いた形跡が見て取れる
- ・ 特定の子どもが、一人で遅れて教室に入ってくるが増える
- ・ グループ分けの際、特定の子どもがいつもはずされる
- ・ 給食の時、特定の子どものおかずが無理に盛られている
- ・ 下校の際、特定の子どもが他の子どもの分まで荷物を持たされている
- ・ 特定の子どもの教科書やノートに落書きがされている
- ・ 特定の子どもの持ち物がなくなる

#### 4 いじめを認知したら（組織的認知と対応）

※これらに気付いたら、関係者及び周囲の子どもたちから事実確認を行い、個別に面談を行う。

始めから無理に突き止めようとせず、

「ちょっと気になっているんだけど」と切り出し、

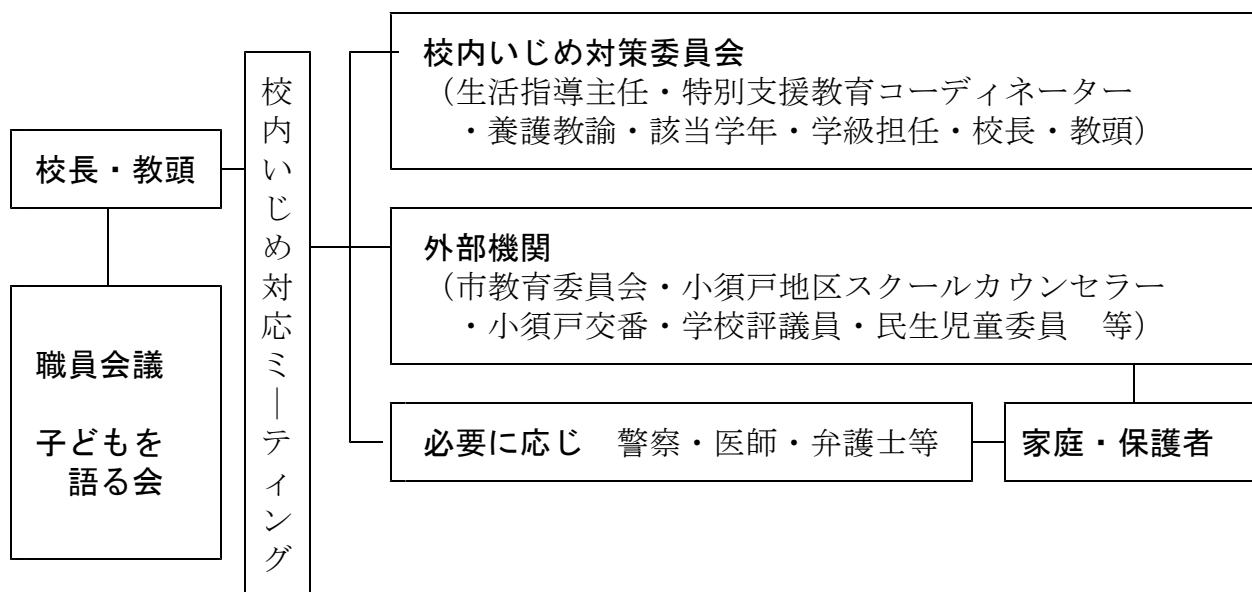
「何かあったら相談に乗るよ」と教師の親身な態度を示し、安心感を与える。

※いじめを確認してからの迅速な対応と指導

情報キャッチ → 担任 → 学年主任 → 校長・教頭 → 事実確認  
(生活指導主任)

→ いじめ対策委員会 → 対応・指導

#### 5 いじめ防止のための組織的指導体制



#### 6 いじめ防止基本方針における「年間計画」(別紙)